

参考

水道法第25条の3第1項第3号

- イ. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ハ. 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ニ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ホ. 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの